

E.L.F.

EQUALITY

LIBERTY

FRATERNITY



ココって
いったい
どんなトコ?

くるま きもの
車いすと着物
わとわ(輪と和)



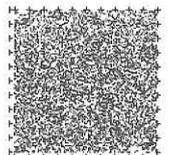
インタビュー



わかやまけんこくさいこうりゅうきょうかい
和歌山県国際交流協会

がいこくじんせいかつそうだんしつちよう
外国人生活相談室長

じょうやま まさひろ
城山 雅宏 さん



はこっていったい どんなトコ?

くるま きもの 車いすと着物

WAとWA (輪と和)

今回は、「車いすと着物WAとWA (輪と和)」の代表、宇治田いさ子さんにお話を伺いました。

Q1. 「車いすと着物WAとWA (輪と和)」とは、どんな団体ですか？

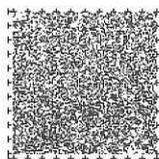
まず、車いす着付けとは、車いすに座った状態とする着付けのことです。「福祉車いす着付け師」という資格があり、講習会などで着付け師を養成しています。とはいえ、まだまだ人数が少ないので、より多くの方に関心を持っていただきたいです。

もともと、私は個人名で車いす着付けをしていました。メディアや知り合いの紹介でご依頼いただき、活動していたんですが、インターネット上で検索してもらうには、団体として名前が必要だという話になっていたんです。そのタイミングで「ふれあい人権フェスタ2019」でブース出展することになり、看板作成の必要もあったので、「車いすと着物WAとWA (輪と和)」と名前をつけて、2019年に正式にスタートしました。正式なメンバーというわけではないですが、「やってみたい」とお手伝いをしてくださる人は何人かいます。それから、夫は頼りになるマネージャー的な存在です。ホームページの作成や運営に関するアドバイスなどで助けてもらっていますし、人脈が広いので広報でも大いに活躍してくれています。



Q2. 車いす着付けをしようと思ったきっかけは何ですか？

着付け自体は学生の頃に習いました。しばらく離れていましたが、お花見に行ったとき、みんなが着物を着ている中で、障害のある方が一人だけ、洋服だったんです。それを見て、置いてきぼりになっているような、何だか寂しい気持ちになってしまって、「車いすを使用しているも、着物を着られたらいいな」と思ったのがきっかけです。



そんなことを思った矢先、新聞で「日本理美容福祉協会」の車いす着付師の方が取り上げられているのを見ました。そこに、車いす着付師養成講座の案内があったので、すぐに申し込みました。驚くほどタイミングが良かったんです。

車いす着付けを始めた頃は、「先に福祉の勉強をしないと」とか、「着付けからじゃなくて、介護の視点から入れば良かった」と言われることもありました。確かに、障害のある方に着付けをするためには、ある程度の介護の知識や福祉の視点も必要です。でも、考えてみれば「着付け」という手法でなければ、私はこの活動自体に関心を持っていなかった

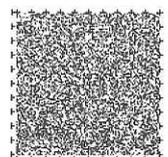


と思うんです。着付けや着物が好きだったからこそ、それに伴う介護や福祉の勉強にも意欲を持って取り組むことができたと思っています。今では、着付けに来てくれる方ともっと話したいという理由で手話の勉強を始めたりもしています。

Q3. どんな方が、どんな機会に着付けを希望されますか？

先程お話ししたように、きっかけは障害のある方にも着物を着てほしいということだったので、一番初めはある福祉団体の記念イベントでのファッションショーでした。この時点では、資格を取得してからまだ一度も人に着せたことがなく、しかも重度の障害のある方がモデルということで、私にとっては忘れられないデビューとなりました。リクライニングの車いすで、どうすれば負担なく着せられるかなど、いろいろなことを考えながら当日を迎え、必死で着付けをしました。正直、本当にできるのかな？もう無理かも・・・と思ったりもしました。でも、着付けが終わって鏡を見たモデルの女性が、「かわいい、ありがとう。」と言ってくれたんです。彼女は重度の障害で、あまり話すことができなかったのですが、そんな彼女が掛けてくれた言葉で、すべてが報われた気がしました。今でも思い出すと涙が出ます。

その後、さまざまな福祉団体さんで活動をさせていただいていましたが、ある時一人の女性が、自分の祖母が100歳の記念を迎えるので、着物を着せてほしいと依頼してくれました。おばあさまは施設にいらっしやったので、施設に訪問して車いす着付けをしたのですが、その時に「障害のある方だけでなく、高齢者の方にも着物を着たい人がいるかも」と思い、高齢者も対象にしました。今では障害者福祉施設だけでなく、高齢者の施設なども対象に、着付けを行っています。





Q4. これから、どんな活動をしていきたいと考えていますか？

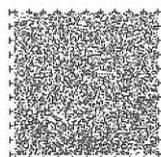
今まで、広報が必要ならさまざまなメディアに声をかけたり、活動の場が必要ならイベントを調べて当たってみたりという具合に、目の前にあることをただひたすら一生懸命にやってきました。そうすることで、自然と次にすべきことが見えてくるということが多かったので、今後もそれを地道に続けていこうと思っています。ただ、対象や活動の場を狭めることはしたくないので、車いすだけでなく寝たきりの人にも着付けできることを伝えたり、どんな障害のある方にも着せられたいできるようスキルアップしたいです。そして、行ける限りは和歌山県内、県外のどこへでも広めていきたいと思っています。

「ひとつの場所でみんなと同じ服装をする」ということは、普通のことに思えるかもしれませんが、もちろん、みんなと同じである必要はありませんが、もし「私も同じようにしたいな」と思っているのであれば、それができないことで疎外感や寂しさが生まれるのは当然です。特に、成人式のような一生に一度の場には、華やかな着物で出席したいと思う方は多いのではないのでしょうか。そんなささやかな願いを少しでもたくさん叶えるために、これからも積極的に活動していこうと思っています。

Q5. 読者のみなさんにメッセージをお願いします。

まずは、車いす着付けについて少しでも多くの方に知ってもらいたいです。着物を着たいけど、初めから無理だと諦めてしまっている人はきっとたくさんいます。そんな方たちの力になるためにも、「車いす着付けし」という肩書きがスタンダードになり、着付け師をめざす人が増えればと願っています。

それから、着物を着ることだけではないですが、「何事もできる可能性はある」ということを知ってもらいたいです。「障害があるからできない」のではなく、「こうすればできる」という視点に切り換えると、可能性はぐっと広がります。誰だって、でき



ることが多い方が嬉しいはずです。ひとつできれば次のこと、それができればまた次のことをやりたくなるでしょう。着物を着ることがひとつのきっかけとなり、その方が人生においてさまざまなことにチャレンジすることができれば、これほど嬉しいことはありません。

くるま きもの わ わ 車いすと着物WAとWA (輪と和)

Facebookとホームページは、ただいま作成中です。

お問い合わせは下記までお願いします。

- Facebook isako.ujita.9
- メールアドレス isako.u.135@gmail.com

※3月16日と17日に、和歌山市の和歌山ビッグ愛で「福祉車いす着付師養成講座」の中級・上級コースとプロコースが開催されます。詳しくは下記までお問い合わせください。
 NPO法人日本理美容福祉協会 和歌山南紀センター (東牟婁郡串本町潮岬2409)
 TEL: 0735-67-7017 FAX: 0735-62-2090
 E-mail: asashyuu@yahoo.co.jp



じんけん 人権ホットライン

人権でんわ相談

さまざまな問題や悩みを抱える相談者に助言を行い、自身が主体的に問題を解決するための支援を行います。

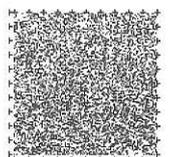
いっばんそうだん 一般相談

- ①開設日時/毎週月曜日～金曜日
午前9時～午後4時(祝日・12/29～1/3は休み)
 - ②相談方法/電話相談
- TEL 073-421-7830

べんごし 弁護士による無料法律相談

- ①開設日時/毎月第2・第4木曜日
午後1時～4時(当日が祝日の場合はその翌日)
 - ②相談方法/面接相談(お電話でご予約ください)
- TEL 073-435-5420

日頃、生活の中で人権に関するお困り事などがありましたら、お気軽にご相談ください。





こうえきざいだんほうじん わ か やまけんこくさいこうりゅうきょうかい
公益財団法人和歌山県国際交流協会

がいこくじんせいかつそうだんしつちよう
外国人生活相談室長

じよう やま まさ ひろ
城山 雅宏さん



2019年4月1日から、改正入管法（出入国管理及び難民認定及び法務省設置法の一部を改正する法律）が施行されました。この法律では、宿泊や外食などを含めた14分野で、外国人労働者の受け入れを拡大しています。

今回は、公益財団法人和歌山県国際交流協会、外国人生活相談室長の城山雅宏さんに、改正入管法施行後の社会の状況や、同協会の取組などについて、お話を伺いました。

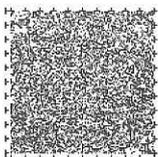
※ 公益財団法人和歌山県国際交流協会は、指定管理者として和歌山県国際交流センターの管理・運営を行っています。インタビューの中では、事業の拠点として、「和歌山県国際交流センター」の名称を使用しています。

Q 1. 改正入管法で、大きく変わったことは何ですか？

政府は、人手不足の分野における外国人材の受入拡大をめざし、新たな在留資格「特定技能1号」、「特定技能2号」を創設しました。令和元年6月末の在留外国人数は、約283万人で、前年末に比べ約10万人の増加となり、過去最高を記録し、今後はさらに増加すると見込まれています。

政府は、外国人に対する支援の一環として、地方公共団体が情報提供や相談を行う一元的な窓口である「多文化共生総合相談ワンストップセンター」の設置を財政的に支援してくれることになりました。

また、今年の夏頃までには、東京都の四谷駅近くに「外国人共生センター（仮称）」が設置されると聞いています。その機能の一つに「多文化共生総合相談ワンストップセンター」への支援が挙げられています。地方は、外国人問題に詳しい専門家や、少数言語の通訳はほとんどいないのが現状で、地方で対応できない部分を「外国人共生センター（仮称）」が担ってくれることを期待しています。



Q 2. 改正入管法が施行されて、貴センターで新たに 取り組めるようになったことは何ですか？

和歌山県国際交流センターでは、「外国人生活相談窓口」を開設しています。ここでは、外国の方が日本で生活するにあたって必要な情報を提供したり、在留資格等の相談に対応したり、日本の方の留学の相談に応じたりしています。現在は、日本語のほか、英語、中国語、フィ



リピノ語で外国人生活相談を実施していますが、先程お話ししたような政府の支援を得て、外国人生活相談事業の拡充を図っています。

今年度は、ホームページを改修し、在留資格、住民手続き、医療、労働、年金・税金、住まい等、生活に必要な多言語情報を発信できるようにしました。また、日本語学習に役立つサイトや日本語学習を支援するサイトの情報もできるだけ多く掲載するよう努めました。さらに、タブレットを購入し、翻訳・通訳アプリを入れて、現在対応可能な言語に加え、ベトナム語、タイ語など計11言語で、「日本語クラスは日曜日にあります。」など、簡単なことであれば、伝えられるようになっています。

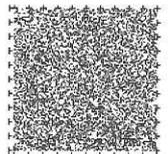
これまでも、最低賃金を大きく下回る200円から300円の時給で働かされていた技能実習生やDV被害の外国人女性からの深刻な相談もあり、問題の解決に努めてきました。しかしながら、言語対応ができていなかったために、見過ごされたケースもあったのではないかと危惧しています。

和歌山県においてもベトナム人が急増していることから、今後は、相談需要が見込まれるベトナム語での相談対応が可能な体制づくりを進めたいと考えています。このようにして相談体制の充実を図ることで、言語対応ができていないために誰かを置き去りにするということがないよう、また、なるべく多くの方に頼られるセンターにしていきたいと考えています。

Q 3. 外国人が日本で働く中で、人権が尊重されるために大切なことは何だと思えますか？

2018年10月末現在、外国人労働者数は約146万人ですが、何故これだけ多くの外国の方が日本で働いているかの要因や経緯を正しく理解することがとても重要だと思えます。

最近の外国人労働者の増加の要因としては、バブル景気の人手不足が挙げられ、1990年には「定住者」の在留資格を創設し、日系3世まで就労可能な地位が与えられ、その結果、日系ブラジル人、日系ペルー人の増加につながりました。1993年に





は「技能実習制度」が導入され、さらに今回の法改正と、日本人だけでは埋まらない人手不足を解消し、日本経済を支えるために、海外から来ていただいているという経緯を理解し、単なる労働力として見るのではなく、一緒に日本を支えてくれている仲間だという認識を持つことが大切なのではないかと考えています。

Q 4. 最後に、読者のみなさんにメッセージをお願いします。

最近、「外国人労働者」ということばをよく耳にしますが、労働者としての側面にだけ焦点が当たっていて、同じ地域の住民あるいは生活者としての側面が見落とされてきたように思えます。

また、労働者にばかり目が向きがちですが、2018年5月1日現在、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数（外国籍及び日本国籍）は、5万人を超えています。そのうち2割超が日本語指導等特別な指導を受けていない状況で、県内においても、教育を受ける権利が十分に保障されているとはいえない状況も見受けられます。和歌山県国際交流センターでは、そのような子供達に対し、国籍を問わず「外国につながる子ども」という呼称を使い、ボランティアの方々と共に、支援を行ってきました。

県の教育委員会が、県内4か所の定時制高校で、外国人を含む15歳以上の社会人を対象に「きのくに学びの教室」を昨年9月に開講し、外国の方も日本語を学んでいます。県内には日本語教室は少なく、日本語を学べる機会や場所が増えたことを嬉しく思っています。昨年「日本語教育の推進に関する法律」が施行されたこともあり、県の教育委員会等と連携を図りながら、こうした子供達の人権が保障されるよう取り組みを継続していきたいと思えます。また、子供の人権だけでなく、さまざまな人権が尊重され、外国の方が日本で安心して暮らしていけるよう、包括的な支援を続けていければと思っています。

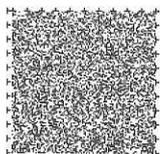
和歌山県国際交流センター

住所：和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛8階

TEL：073-435-5240 FAX：073-435-5243 mail：wa-world@wixas.or.jp

URL：https://wak-kokusai.jp/

開館時間：10：00～18：30 休館日：水曜日・祝日、12月29日～1月3日



■これからのイベント■

※お問い合わせ・お申し込みは国際交流センターまで

2月グローバルセミナー・人権セミナー

「外国人実習生の受け入れについて」

－受け入れ企業側の経験を通して－

●日時：令和2年2月9日（日）13：30～15：00

●場所：和歌山県国際交流センター 交流ラウンジ

（和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛8階）

●講師：株式会社インテリックス 代表取締役 木村 明人さん

●対象：外国人労働者の受入、雇用及び外国人の人権に関心のある方

●参加費：無料（要申込）

●申込み：住所・名前・電話番号を明記し、電話・はがき・FAX・E-MAILで和歌山県国際交流センターまでお申込みください。



機関誌「E.L.F.」へのご意見、お待ちしております。

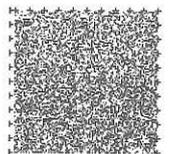
「E.L.F.」は、公益財団法人和歌山県人権啓発センターが年4回発行している機関誌です。人権に関するさまざまな団体や情報の紹介、当センター主催のイベント情報などをお知らせしています。

「こんなテーマを取り上げてほしい！」

「こんな団体知ってるよ！」

読んでみたいテーマやPRしたい団体の取組などございましたら、（公財）和歌山県人権啓発センターまでご意見をお寄せください。

これからも、みなさんに楽しんでもらえる機関誌をお届けできるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願ひします。



啓発資料の作成

- 「世界はカラフルー性の多様性と人権ー」
を作りました。

「性の多様性」をテーマとした冊子です。
「性」は、私たち誰もが考えるべき大切なこと
です。自分自身のアイデンティティや生き
方を見つめ直すため、そして、「性は多様で、
ちがいがあっていいもの」ということを通して
他者を尊重する心を育むため、ぜひ読んでみ
てください。



作品集の作成

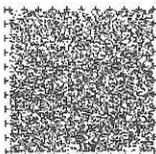
- 「人権の詩2019 平成31(2019)年度和歌山県人権啓発ポスター入賞作品集」を作りました。

2019年度の人権の詩(こころのうた)及び和歌山県人権啓発ポスターの入賞作品を一冊にまとめています。



※研修会等での資料として、また普段の生活の中で気づきを得ていただくための読み物としてご活用いただければ嬉しく思います。お問い合わせは人権啓発センターまで。

(冊子は無料ですが、郵送の際は送料をご負担いただく場合がございます。)



人権の詩(こころのうた)知事賞作品

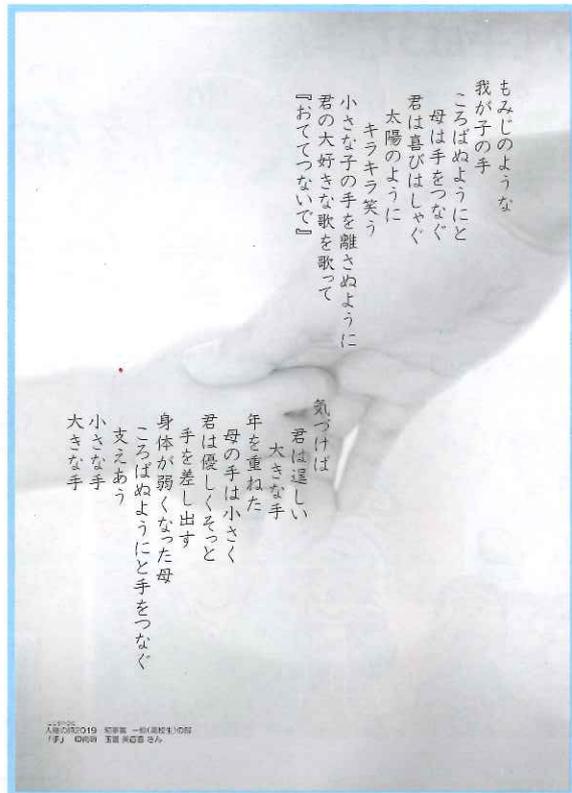
ふだん なにげ せいかつ なか、ともすれば見過ごしがちな出来事を「人権」という視点から「詩」につづってもらい、身近な人権について見つめ直す機会にしてほしいと作品の募集を行いました。

2019年度知事賞

一般(高校生)の部「手」

印南町

玉置美百喜さん



まほうのなみだ
なくぞ
わたしなくぞ
いまわらってたって
いやなことがあつたらすくなくぞ
わたしがなげば
ママもかぞくもこまるけど
わたしがなかなければ
わたしの気もち分かつてもらえない。
わたしもいもうとみたいにだいたいじようぶ？
どうしたの？
って聞いてもらいたい。
もう少し大きくなってまほうの
なみだがひつようなくなるまで
もう少しまってね。
今日もわたしはなくぞ

Copyright © 2019 人権の詩2019 小学生の部
「まほうのなみだ」 有田市立保田小学校2年 落合 萌さん

小学生の部「まほうのなみだ」

有田市立保田小学校2年

落合萌朱さん

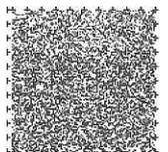


Copyright © 2019 知事賞 中学生の部
「偽善者」 湯浅町立湯浅中学校2年 竹井 愛美さん

中学生の部「偽善者」

湯浅町立湯浅中学校2年

竹井愛美さん



2019 [平成31]年度

和歌山県人権啓発ポスターコンテスト

最優秀作品



小学生の部

岩出市立山崎北小学校 4年

細川凜空さん



中学生の部

紀の川市立粉河中学校 1年

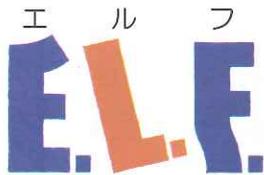
古川深乃さん



高校生の部

和歌山市立和歌山高等学校 1年

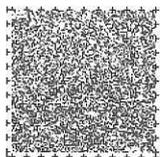
村上明日香さん



公益財団法人 和歌山県人権啓発センター

Equality / 平等 Liberty / 自由 Fraternity / 友愛

- お問い合わせ
〒640-8319 和歌山市手平 2 丁目1-2 和歌山ビッグ愛2階
TEL 073-435-5420 FAX 073-435-5421
URL <http://w-jinken.jp/> E-mail mail@w-jinken.jp
- 開館時間
9:00 ~ 17:45 *人権ライブラリー・人権ギャラリーは、
9:00 ~ 17:00
- 休館日
日曜・祝日、年末年始 (12/29~1/3)
- 交通案内
JR和歌山駅から徒歩:約20分、バス:約5分「手平出島」下車
JR宮前駅から徒歩約7分
南海和歌山市駅からバス:約20分「手平出島」下車
有料駐車場あり 100円/50分 (30分以内無料)



協賛企業 (敬称略): 株式会社 井内屋種苗園
有限会社 ハヤシ・シザース